

町民団体の皆さんへ 行事等で町有バスを利用できます

町では、町主催の行事や議会活動のほか、町民団体の皆さんがさまざまな行事等に利用することができる町有バスを所有しています。バスを円滑に利用いただくため、次の手順で申請をお願いします。

○手順

①申請受付

随時

②仮予約

使用予定日の1か月前までに、電話または直接来庁し、日程のご相談をお願いします。原則町行事や学校行事、議会活動が優先となるため、ご希望に沿えない場合もあります。

③申請

使用日の20日前までに「町有バス運行申請書兼許可書」に必要事項を記入のうえ、役場建設水道課に提出してください。申請書等は町ホームページに掲載しているほか、同課窓口に備えています。記入方法が不明な場合は来庁時

に記入することも可能です。なお、窓口で記入する場合は、必ず印鑑(原則団体印または代表者印)を持参してください。

○運行の期間および時間

原則日帰りで、運行時間は午前9時～午後4時とします。

○利用者負担金

有料道路料、駐車料金、燃料費は利用者の負担とします。燃料は、帰町後に原則として町内のガソリンスタンドで給油していただきます。

○注意事項

町有バス運行申請の際に、その団体の活動内容等が規定されている団体規約等の提出が必要となります。

○その他

詳細は、町ホームページをご覧ください。か、役場建設水道課へお問い合わせください。

▼お申し込み・お問い合わせは、役場建設水道課車両管理係(01372-7-5294)へ。

2年に一度の検査が義務付けられています 特定計量器定期検査を実施します

取引や証明に使用するはかりや分銅、おもりなどの計量器を所有する方は、計量法により、そのはかりなどを2年に一度、検査することが義務付けられています。この検査を「特定計量器定期検査」といい、次の日程で実施します。

○日時

7月15日(水) ※時間は別途ご連絡します

○場所

役場庁舎裏側大型公用車車庫

○対象物

小型はかり(能力が1トン未満)

○留意事項

- ・検査の対象となる販売業者や食品製造業者などに対して、訪問または電話による事前調査を行っています。
- ・取引や証明に使用するはかり等の所有者で、7月1日(水)までに事前調査の連絡がない場合は、お手数ですが役場水産経済課へお問い合わせください。

▼お問い合わせは、役場水産経済課商工労働係(01372-7-5298)へ。